

(目的)

第1条 この要綱は、身体的機能が衰えた高齢者及び心身に障害を有する者が現に居住し、又は居住しようとする住宅の改良について必要な給付（以下「高齢者等住宅リフォーム給付事業」という。）を行い、もってこれらの者の居住に適した住宅の整備を図ることを目的とする。

(受給対象)

第2条 高齢者等住宅リフォーム給付事業の適用を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、対象者本人、当該対象者の世帯に属し、若しくは属することになる者又は当該対象者の世帯に属さない2親等以内の親族が次の各号のいずれかに該当し、かつ、これらの者（以下「高齢者等」という。）が引き続き居住し、又は居住することになる住宅（本市の区域内にある住宅に限る。以下同じ。）を当該高齢者等の居住に適するよう改良しようとするものとする。

- (1) 居住する住宅の改良工事の完了予定日が属する年度の末日において60歳に達している者で、ねたきり又は身体の障害のために日常生活を営む上で介助を要するもの
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、その障害の程度が1級又は2級の者（聴覚障害により身体障害者手帳の交付を受けている者及び3級以下の複数の障害により2級の認定を受けている者を除く。）で、日常生活を営む上で介助を要するもの
- (3) 福島県療育手帳制度要綱（昭和49年児第15号福島県厚生部長通知）に定める療育手帳の交付を受けている者（障害の程度がAの者に限る。）で、日常生活を営む上で介助を要するもの

(給付の内容)

第3条 この要綱に基づき給付する内容は、高齢者等が引き続き居住し、又は居住することになる住宅について、別表第1左欄に掲げる場所の区分に応じ、それぞれ同表右欄に掲げる工事とする。

- 2 前項に規定する給付は、対象者が当該給付に関する工事（以下「対象工事」という。）を依頼した施工業者（以下「業者」という。）が担当するものとする。この場合において、対象者は、事前に業者から、対象工事を担当する旨の承諾を得ておかなければならない。

(給付の申請)

第4条 前条第1項に規定する給付を受けようとする対象者は、高齢者等住宅リフォーム給付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、地区保健福祉センター所長（以下「所長」という。）に申請しなければならない。この場合において、対象者は、当該申請前にいわき市リフォームヘル

パー（以下「リフォームヘルパー」という。）の助言を受けなければならない。

- (1) 住宅改良工事計画書及び工事図面
- (2) 工事見積書
- (3) 前条第2項の規定による業者の承諾書
- (4) 改良前の住宅状況を示す写真
- (5) 給付を受けようとする者が、その世帯を事実上主宰し、生計維持の中軸となる者（以下「生計中心者」という。）である生活保護世帯においては、生活保護受給証明書
- (6) 生計中心者の市民税が非課税である場合においては、市民税非課税証明書
- (7) 生計中心者に市民税が課税されている場合においては、市民税課税証明書
- (8) 改良する住宅が借家の場合は、賃貸人の承諾書又は賃貸人に対する原形復旧誓約書の写し
(給付の認定)

第5条 所長は、前条の規定による申請があったときは、必要な調査を行った上、給付の可否を決定し、高齢者等住宅リフォーム給付認定・却下通知書（第2号様式）により申請をした対象者に通知するとともに、給付を認定したときは、業者に高齢者等住宅リフォーム給付費用通知書（第3号様式）を送付するものとする。

2 給付対象費用は、対象工事に要する費用として、リフォームヘルパーが別に定める基準により算出するものとする。ただし、算出して得られた額が100万円（第10条の規定により一部負担金の支払があるときは、100万円に当該一部負担金に相当する額を加えた額。以下この項において同じ。）を超えるときは、100万円を限度とする。

(工事の着手)

第6条 前条の規定により高齢者等住宅リフォーム給付の認定（以下「給付の認定」という。）を受けた対象者（以下「受給者」という。）は、速やかに業者をして対象工事に着手させなければならない。

(給付内容等の変更)

第7条 受給者は、第5条の規定による給付の認定後に当該給付内容等の変更を申し出ようとするときは、速やかに高齢者等住宅リフォーム給付変更申請書（第4号様式）に所長が必要と認める書類を添えて、所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の申請があったときは、その内容を審査の上、リフォームヘルパーと協議して変更の可否を決定し、高齢者等住宅リフォーム給付変更承認・不承認通知書（第5号様式）により受給者に通知するとともに、変更を承認したときは、業者に高齢者等住宅リフォーム給付費用変更通知

書（第6号様式。以下「変更通知書」という。）を送付するものとする。

（検査）

第8条 業者は、対象工事が完了したときは、速やかに高齢者等住宅リフォーム給付完了報告書（第7号様式）を所長に提出し、当該給付状況について所長の現地検査を受けなければならない。

（給付の確定）

第9条 所長は、前条の現地検査の終了後、速やかに高齢者等住宅リフォーム給付確定通知書（第8号様式）により業者に通知するとともに、その写しを受給者に送付するものとする。

（一部負担金）

第10条 受給者は、その給付を受ける際、当該給付につき第5条第2項の規定により算出した給付対象費用の額から、同額に別表第2左欄に掲げる対象者の区分に応じ、同表右欄に掲げる給付率を乗じて得た額を減じて得た額を一部負担金として業者に支払わなければならない。ただし、当該高齢者等の属する世帯が現に生活保護世帯又は市民税非課税世帯であるときの給付については、この限りでない。

2 前項の規定により一部負担金を支払う場合においては、当該一部負担金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを1,000円に切り上げるものとする。

（給付対象費用の支払）

第11条 所長は、給付対象費用を業者に支払うものとし、業者が所長に請求することができる費用の額は、給付対象費用の額から前条第1項の一部負担金に相当する額を控除した額（第13条において「公費給付負担額」という。）とする。

2 第9条の規定による通知を受けた業者は、給付対象費用の支払いを受けようとするときは、高齢者等住宅リフォーム給付費用請求書（第9号様式）を所長に提出しなければならない。

（給付の取消し）

第12条 受給者（受給者が行方不明となった場合にあっては、高齢者等）は、対象工事が完了するまでの間に次に掲げる事由が生じたときには、速やかに高齢者等住宅リフォーム受給対象要件消滅届（第10号様式）に所長が必要と認める書類を添えて、所長に提出しなければならない。

（1） 高齢者等の要件に該当する者がいなくなったとき（高齢者等が死亡した場合を除く。）。

（2） 受給者が住所を変更したとき又は行方不明となったとき（前号に該当する場合を除く。）。

（3） 対象工事を行う住宅を変更したとき。

（4） 対象工事を中止したとき。

2 所長は、前項の届出があったときは、速やかに給付の認定の取消しを決定し、高齢者等住宅リフ

ホーム給付取消通知書（第11号様式）により受給者に通知するとともに、業者に変更通知書を送付するものとする。

（公費給付負担額の返還）

第13条 所長は、受給者が次の各号のいずれかに該当する場合は、給付の認定を取り消すものとする。

この場合において、既に給付対象費用の支払いをしているときは、当該受給者に対し当該公費給付負担額の返還を命ずることができる。

（1） 偽りその他不正の手段により給付の認定を受けたとき。

（2） 前条第1項の規定に違反したとき。

2 前条第2項の規定は、前項の場合について準用する。

3 所長は、第1項後段の規定により公費給付負担額の返還を命ずるときは、高齢者等住宅リフォーム給付額返還通知書（第12号様式）により受給者に通知するものとする。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年9月1日から実施する。

附 則（平成8年4月1日）

この要綱は、平成8年4月1日から実施する。

附 則（平成13年4月1日）

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則（平成15年4月1日）

この要綱は、平成15年4月1日から実施する。

附 則（平成26年3月25日）

この要綱は、平成26年4月1日から実施する。

附 則（平成27年12月15日）

この要綱は、平成28年1月1日から実施する。

別表第1（第3条関係）

場所	工事の内容
浴室	① 段差を解消する工事

	<ul style="list-style-type: none"> ② 手すりを設置する工事 ③ 手すりを設置するために壁内の下地を補強する工事 ④ 浴室又は脱衣所を広げる工事 ⑤ 高齢者等の専用居室から近い位置に設置する工事 ⑥ 扉を引き戸にする工事 ⑦ 扉の取っ手をレバー式等にする工事 ⑧ 浴槽を埋込型又は半埋込型にする工事 ⑨ 浴槽を2方向以上から介助できるような型式にする工事 ⑩ 浴槽内及び洗い場の材質を滑りにくいものにする工事 ⑪ シャワー及び水道栓の取っ手を座ったままの姿勢で手の届く位置に設置する工事 ⑫ シャワー及び水道栓の取っ手をレバー式等にする工事 ⑬ スイッチ類を手の届く位置に集中させる工事 ⑭ ハンドシャワーを設置する工事 ⑮ 非常通報装置を設置する工事 ⑯ せっけん、シャンプー等を壁内収納にする工事 ⑰ 外から解錠できるようにする工事 ⑱ その他市長が必要と認める工事
洗面所	<ul style="list-style-type: none"> ① スペースを広げる工事 ② 洗面台の高さを高齢者等に適した位置に設置する工事 ③ 洗面台の下をひざ入れスペースのある型式にする工事 ④ 扉の取っ手をレバー式等にする工事 ⑤ シャワー及び水道栓の取っ手をレバー式等にする工事 ⑥ スイッチ類を手の届く位置に集中させる工事 ⑦ その他市長が必要と認める工事
便所	<ul style="list-style-type: none"> ① 段差を解消する工事 ② 手すりを設置する工事 ③ 手すりを設置するために壁内の下地を補強する工事 ④ スペースを広げる工事

	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 高齢者等の専用居室から近い位置に設置する工事 ⑥ 扉を外開き又は引き戸にする工事 ⑦ 扉の取っ手をレバー式等にする工事 ⑧ 便器を腰掛け式にする工事(暖房便座及び温水洗浄装置付きにする工事を 含む。) ⑨ 水洗弁及び手洗器等を便座に腰掛けたまま使用できる位置に設置する 工事 ⑩ スイッチ類を手の届く位置に集中させる工事 ⑪ フットライトを設置する工事 ⑫ 非常通報装置を設置する工事 ⑬ 外から解錠できるようにする工事 ⑭ その他市長が必要と認める工事
廊下	<ul style="list-style-type: none"> ① 手すりを設置する工事 ② 手すりを設置するために壁内の下地を補強する工事 ③ 有効幅員を広げる工事 ④ 曲がり角部分の隅切り又は面取りをする工事 ⑤ フットライトを設置する工事 ⑥ その他市長が必要と認める工事
階段	<ul style="list-style-type: none"> ① 手すりを設置する工事 ② 手すりを設置するために壁内の下地を補強する工事 ③ 緩やかな勾(こう)配にする工事 ④ 踏面に滑り止めを付ける工事 ⑤ 踊り場を設置する工事 ⑥ 照明を明るくするとともに、上下に明かり付き三路スイッチを設置する 工事 ⑦ フットライトを設置する工事 ⑧ その他市長が必要と認める工事
専用居室	<ul style="list-style-type: none"> ① 敷居及びレールの段差を解消する工事 ② 手すりを設置する工事

	<ul style="list-style-type: none"> ③ 手すりを設置するために壁内の下地を補強する工事 ④ 日当たり、通風、眺め、遮音等条件の良い位置に設置する工事 ⑤ 直接戸外に出られる位置に設置する工事 ⑥ 和室から洋室に改装する工事(ベッドを置けるようにする工事を含む。) ⑦ 扉を引き戸にする工事 ⑧ 扉の取っ手をレバー式等にする工事 ⑨ スイッチ類を手の届く位置に集中させる工事 ⑩ コンセント及び排気口を新設又は増設する工事 ⑪ フットライトを設置する工事 ⑫ 外から解錠できるようにする工事 ⑬ その他市長が必要と認める工事
玄関	<ul style="list-style-type: none"> ① 出入口の段差を解消する工事 ② 手すりを設置する工事 ③ 手すりを設置するために壁内の下地を補強する工事 ④ スペースを広げる工事 ⑤ 高齢者等の専用居室へ他の部屋を通らずに行けるような位置に設置する工事 ⑥ 扉を引き戸にする工事 ⑦ 扉の取っ手をレバー式等にする工事 ⑧ スイッチ類を手の届く位置に集中させる工事 ⑨ 照明を明るくする工事 ⑩ フットライトを設置する工事 ⑪ その他市長が必要と認める工事
台所	<ul style="list-style-type: none"> ① スペースを広げる工事 ② 調理台、流し台及びコンロ等の高さを同じくする工事 ③ 調理台、流し台及びコンロ等の下をひざ入れスペースのある型式にする工事 ④ 水道栓の取っ手をレバー式等にする工事 ⑤ スイッチ類を手の届く位置に集中させる工事

	⑥ その他市長が必要と認める工事
アプローチ	① 段差解消のためにスロープを設置する工事 ② スロープに手すりを設置する工事

別表第2（第5条関係）

対象者の区分	給付率
生計中心者が生活保護受給者である場合	全額
生計中心者の市民税が非課税である場合	3 / 4
生計中心者に市民税が均等割のみ課税されている場合	1 / 2
生計中心者に市民税が所得割も課税されている場合	1 / 3